

実在児童の人権擁護基金規約

(名称)

第1条 本会は、「実在児童の人権擁護基金」と称する。

(住所)

第2条 本会の所在地は、東京都千代田区麹町4丁目2番地第二麹町ビル2階リンク
総合法律事務所内とする。

2 所在地の変更は理事会の決議による。

(目的)

第3条 本会は、実在児童の人権擁護にとりくむ個人、団体に対し、資金面その他必要な支援を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- (1) 実在児童の人権擁護にとりくむ個人、団体に対する寄付、貸付。
- (2) 実在児童の人権擁護に関する啓発、広報活動
- (3) 当会に対する寄付金集め
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 本会は、目的に賛同する会員で構成される。

2 会員の入会の承認は、理事会の議決による。

(会員資格の喪失、停止)

第6条 会員が次の各号の一つに該当するとき、理事会の議決により、その資格を喪失し、あるいは、会員資格を一時停止（本人が退会を申し出た場合を除く）することができる。

- (1) 本人が退会を申し出た場合。
- (2) 本人が会員の義務に著しく反した場合
- (3) 会員が会の趣旨に著しく反する言動を行った場合

(4) 会の名誉あるいは信用を著しく毀損する言動を行った場合

(5) 会の活動を著しく妨害した場合

(役員の種類および定数)

第7条 本会に次の役員をおく。

(1) 理事 3名以上（うち、代表理事1名）

(2) 監事 1名

(3) 顧問 適宜

(役員を選任・解任)

第8条 理事及び監事は、総会で会員の中より選任する。ただし、任期の途中で理事あるいは幹事に欠員が生じた場合には、理事会はその決議により、理事あるいは幹事を会員の中から選任することが出来る。

2 代表理事は、理事の互選により選任する。ただし、理事会はその決議により代表理事を解任し、あるいは、職務執行の代行者を選任することが出来る。

3 顧問は、理事会の議決に基づき、代表理事が委嘱する。

4 役員は相互に兼ねることは出来ない。

(役員職務)

第9条 代表理事は、本会を代表し、業務を執行する。

2 理事は、理事会を組織し、本会の運営に関する事項を決定し、また、代表理事の業務執行を監督する。

3 監事は、会計および業務執行状況を監査し、これを理事会または総会に報告する。

4 顧問は、理事会及び総会に出席して意見を述べ、または、必要な助言を行うことが出来る。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 欠員を補充するために選任された役員任期は、改選までの残任期間とする。

- 3 役員は、解任のときを除き、後任者の就任まで職務を行わなければならない。

(解任)

第11条 理事は、以下の事情が生じた場合に地位を失う。

- (1) 正会員の資格を失ったとき
- (2) 理事会の決議により、心身の故障またはこれに準ずる事情により、職務を執行できないと認められたとき。ただし、当該理事は議決に加わることは出来ない。
- (3) 理事会の決議、及び、監事の承認により、職務上の義務違反、利益相反行為その他役員として相応しくないと認められる事由があるとされたとき。ただし、当該理事は議決に加わることは出来ない。
- (4) 総会において、3分の2以上の賛成により、解任する旨の議決がなされたとき。

2 監事についても、前項(3)の場合を除き、理事と同様とする。

3 顧問は、理事会の議決に基づき、代表理事が解任することが出来る。

(理事会)

第12条 理事会は、理事により構成され、本会の運営に関する事項を決定する。

2 理事会は、次の各号に該当するとき、代表理事が招集し、開催される。ただし、(2)(3)の場合に代表理事が理事会を招集しない場合には、当該理事、あるいは、監事が理事会を招集することが出来る。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 2名以上の理事から招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき

3 前項の規定は、メーリングリスト等の方法により決議を行うことを妨げるものではない。

4 理事会の議長は、理事会が別途決議しない限り、代表理事、あるいは、代表理事の指名した理事が務める。

(事務局)

第13条 理事会に事務局をおき、本会の運営に必要な事務を処理させる。

2 事務局は、代表理事及び理事の指揮監督を受ける。

(総会の種別)

第14条 総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、正会員で構成する。

(総会の権限)

第16条 総会は、規約に定める事項のほか、本会の重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、年1回開催し、代表理事が招集する。

2 臨時総会は、理事会の決議により、代表理事が招集する。

3 監事は、臨時総会を招集することが出来る。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、別途総会に出席した正会員の中から選出されない限り、代表理事が務める。ただし、監事が招集した臨時総会の議長は、別途総会に出席した正会員の中から選出されない限り、監事が務める。

(定足数)

第19条 総会は、委任状によるものも含め正会員の総数の3分の1以上が出席したとき成立する。

(議決)

第20条 総会の議事は、この規約の別に定めるものを除き、出席した正会員の過半数の同意で決し、可否同数のとき議長が決する。

(管理)

第21条 本会の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て別に定める。

(経費の支弁)

第22条 本会に係る経費は、資産により支弁される。

(会計年度)

第23条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日とする。ただし、設立時の会計年度は設立日から同年12月31日までとする。

(会計報告)

第24条 代表理事は、決算報告書、仕訳票、帳簿、入出金伝票、領収書および銀行通帳など示して監事から会計監査を得た上、翌年の総会において、決算報告をなす。

2 決算報告は、理事会の承認を経て総会の議決を得るものとする。

3 決算報告の概要はこれを適当な方法により公開する。

(規約の改正)

第25条 本会の規約の改正には、理事会の承認を経て総会の議決を得なければならない。

(解散)

第26条 本会の解散は、総会で正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 前項の決議に際しては、残余財産の処分を決定しなくてはならない。

(細則)

第27条 この規約の施行、会の運営について必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

(付則)

第1条 この規約は、2010年12月28日より施行する。

第2条 第8条の規定にかかわらず、本会設立当初の理事及び監事は次のとおりとし、その任期は、2012年12月27日までとする。

代表理事 藤本由香里

理事 小林来夏／水戸泉

理事 紀藤理恵子

監事 長田三紀